

社会福祉法人 幸友福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸友福祉会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等は無報酬とする。ただし、交通費の実費として、札幌市内のタクシー往復料金を根拠とし、当該会議に出席した都度、5,000円を支給する。

第3条 当法人の業務による会議や研修の参加のための旅費については、旅費規程に準じて支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月16日より施行する。